２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

３　（略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第七条の五の六**　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）の製錬施設からの搬出の状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第七条の五の七**　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第七条の五の六**　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十一　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を製錬施設から搬出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第七条の五の七**　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）